魅力あふれる群馬の 未来を創生する政策要求

平成29年6月

群 馬 県

群馬県政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚 く御礼申し上げます。

人口減少や東京への一極集中が進む中、国では、「総合戦略」に基づき、地方における安定した雇用の創出や、新しいひとの流れをつくるための施策に、積極的に取り組まれています。

本県においても、人口減少対策を土台とし、「限りない可能性を大きくはばたかせ、群馬の未来を創生する」を基本理念として、平成28年3月、第15次総合計画を策定しました。計画の2年目を迎える平成29年度も、人づくりをはじめとした未来への投資を着実に進め、群馬らしさを活かした豊かな社会が実現できるよう、各種施策の推進に全力で取り組んでいるところです。

今回の政策要求は、総合計画を推進し、群馬の未来を切り拓くため、 特に課題となっている重要な事項について取りまとめたものです。

つきましては、本県の実情を十分に御理解いただき、平成30年度 の施策の展開及び予算編成において、特段の御配慮を賜りますよう お願い申し上げます。

群馬県知事 大澤正明

目 次

■地	域を支え、経済・社会活動を支える人づくり
1	子ども・子育て支援新制度の推進について ・・・・・・・・・・1
2	今後の医師の確保及び偏在解消に向けての取組について・・・・・・・2
3	介護人材確保対策について・・・・・・・・・・・・・・・3
4	若者のU・Iターン就職の推進について ・・・・・・・・・5
5	障害者の自立のための環境整備の推進について ・・・・・・・・・6
■誰	もが安全で安心できる暮らしづくり
6	子どもの貧困対策推進について ・・・・・・・・・・・8
7	認知症施策の加速的な推進について ・・・・・・・・・・・9
8	国による福祉医療制度の創設及び国庫負担金等の削減措置の廃止について ・・10
9	災害時の福祉的支援の広域ネットワーク構築について ・・・・・・・11
■恵	まれた立地条件を活かした産業活力の向上・社会基盤づくり
10	世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の継承について ・・・・・・12
11	コンベンション施設の整備推進について ・・・・・・・・・・13
12	「上野三碑」(ユネスコ「世界の記憶」登録申請中)への支援について ・・15
13	国の環境森林税(仮称)の導入及び林業の成長産業化の実現について・・・ 16
14	群馬県産農畜産物等に対する輸入規制の早期解除について・・・・・・18
15	農業農村整備事業の推進について ・・・・・・・・・・・・19
16	企業の本社機能移転に係る地方拠点強化税制の充実・強化について・・20
17	「魅力あふれる群馬」の実現に向けた社会基盤づくりについて ・・・・・21
18	八ッ場ダム及び上信自動車道の早期完成について ・・・・・・・・24
■群	馬県総合計画を推進するために必要な事項
19	地方財政の充実・強化について ・・・・・・・・・・・・26

1 子ども・子育て支援新制度の推進について

[内閣府、厚生労働省、文部科学省]

子ども・子育て支援新制度は、一人一人の子どもが健やかに成長できる社会の実現に寄与することを目的としており、子育て環境の整備は、人口減少社会に対する取組においても主要な施策の一つである。

新制度において、「量の拡充」と「質の向上」を進めるためには1兆円超の予算が必要とされているが、消費税増収分から充当される0.7兆円以外の0.3兆円超については財源確保の道筋が示されていない。

新制度の円滑な推進のため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 新制度で予定されている施策の完全実施が早期に行われるよう、消費税 増税分及びその他の0.3兆円超を含め、必要な財源を早急に確保するこ と。
- 2 保育所等における1歳児、4歳児及び5歳児に係る職員配置の改善について、実施時期を定め、早期の加算措置を講じること。
- 3 技能・経験を有する保育士等や放課後児童支援員の処遇改善に係る研修 受講の機会を確保するために、代替職員の配置に要する費用の加算措置を 拡充すること。

(こども未来部)

2 今後の医師の確保及び偏在解消に向けての取組に ついて 「厚生労働省」

医師数は増加しているものの、全国的な地域遍在と診療科偏在は依然として解消されておらず、特に若手医師の確保・定着等に向けた有効な対策が求められている。

こうした中、平成30年度から新たな専門医制度が開始される予定であるが、(一社)日本専門医機構は都市部における専攻医の募集定員の上限を過去5年間の採用実績を基礎に設定するとしており、都市部への専攻医集中の助長が懸念される。

また、診療科別の状況を見ると、臨床研修で必修化されていない小児科や 産婦人科、外科を選択する若手医師が少ない状況が続いており、ベテラン医 師が第一線を退いた後の医療提供体制の維持と医療技術の継承が課題となっ ている。

ついては、医師の地域偏在と診療科偏在を解消し、すべての県民が安心・ 安全な医療を受けることができる体制の構築に向けて、次の事項について特 段の措置を講じられたい。

- 1 新たな専門医研修における専攻医の募集定員は今後の地方における医師 総数に影響し、地域医療の確保に極めて重要であるため、(一社)日本専門 医機構の対応に積極的に関与し、地方の専攻医数が拡大する仕組みを構築 するなど必要な措置を講じること。
- 2 将来の小児科や産婦人科、外科の医療提供体制の維持と医療技術の継承 に支障を来さないよう、臨床研修プログラムにおいてこれらの診療科を必 修とするなど若手医師の誘導策を講じること。

3 介護人材確保対策について

[厚生労働省]

要介護高齢者の増加による介護サービスの増大に伴い、2025年には全国で約253万人の介護人材が必要となると推計されている。

また、国が掲げる「介護離職ゼロ」に向けた介護基盤整備の前倒しにより、 介護人材確保対策は、これまで以上に迅速な対応が求められている。

しかしながら、介護職は他産業との賃金格差が大きく、将来の展望を持ちづらいことなどが影響し、否定的なイメージが強く、参入と定着が図られない状況にある。

今後の急速な少子高齢化による労働力人口の減少に鑑み、早急に抜本的な介護人材確保対策を講じていく必要があることから、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 介護職に関する正しい理解が進むよう、メディアの活用や全国的なイベントの実施などによるイメージアップを図るとともに、文部科学省等との連携による学校における介護に関する授業や体験授業の導入等の取組を行うこと。
- 2 認定介護福祉士を法的に位置付けるとともに、介護職の専門性と役割分 担を明確にし、専門性の高い人材配置に係る介護報酬上の評価を行うこと。 また、介護従事者の参入を促進し、将来の展望を持って業務に従事できる よう、介護職に限定せず、介護従事者全体の更なる賃金の底上げを図るこ と。

3 介護分野における外国人技能実習生の受入れに当たっては、入国時の日本語能力と実習開始段階における介護知識習得レベルについて、一定の水準を設け、その水準を担保する仕組みを構築すること。

また、外国人技能実習生の日本語学習や生活相談などの支援体制を十分に整備するとともに、一定の基準を満たした実習生については、介護保険施設における基本の人員配置基準の算定対象に加えること。

さらに、定住外国人や外国人留学生の介護福祉士国家試験において、英 語等多言語による受験を可能とするなど、外国人が資格を取得する際の配 慮を行うこと。

4 若者のU・I ターン就職の推進について

〔厚生労働省〕

国・地方を挙げて「人口減少克服・地方創生」という課題に取り組む中、 「地方への新しいひとの流れをつくる」取組が喫緊の課題となっている。

群馬県においては、県外の大学等に進学した学生のうち、就職する際に群 馬に帰ってくる若者は半数にも満たない状況である。

この課題に対応するためには、若者のU・Iターン就職を促進していく必要があり、きめ細かな就労支援など、若者の雇用対策を積極的に進めることが重要である。

ついては、国においても、若者のU・I ターン就職を後押しするため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 県外に若者が流出している現状を打破するため、地方の企業が若者に対して魅力を発信する機会や、若者と地方の企業とのマッチングの場を数多く創出するなど、若者のU・Iターン就職を加速させる支援策を充実・強化すること。
- 2 きめ細かな就労支援を実現するため、若者の就職を支援するワンストップサービスセンター(ジョブカフェ)に対する運営支援や若年者地域連携事業の充実・強化を図るなど、若者雇用対策を充実すること。
- 3 地方公共団体が実施する職業紹介事業に対し、ハローワークと同等の求 人情報を提供すること。

(産業経済部)

5 障害者の自立のための環境整備の推進について

[厚生労働省、文部科学省、総務省]

障害者差別解消法及び改正障害者雇用促進法が施行され、今後、障害者の 自立した地域生活のための施策のさらなる推進が求められる。

近年、特別支援学校の児童生徒数が増加傾向にある中で、障害者が自立していくためには、特別支援学校におけるキャリア教育や職業教育の充実や、 障害者を雇用する企業に対する支援のほか、社会福祉施設等における生活支援など、総合的な対策を行う必要がある。

ついては、障害者が地域で安心して生活し、生きがいを持って就労できる 環境整備をなお一層推進していくため、次の事項について特段の措置を講じ られたい。

- 1 キャリア教育・職業教育を推進するため、特別支援学校で就労支援にあ たる専任教員の定数配置を行うこと。
- 2 特別支援学校高等部の整備について、小·中学部と同等の支援とし、国 庫補助予算額の確保を行うこと。
- 3 障害者を雇用する中小企業等に対する助成金の拡充を図ること。
- 4 民間企業の障害者実雇用率について、都道府県における施策実施に資す るよう、事業所所在地毎の集計結果を公表すること。

- 5 「障害者の雇用の促進等に関する法律」において支援対象としている障害者について、障害者手帳の有無にかかわらず雇用が促進されるよう、現行の法定雇用率制度対象者が不利にならないよう配慮しつつ、法定雇用率制度の見直しも含め検討を行うこと。
- 6 グループホームや就労系事業所等を計画的に整備するため、社会福祉施設等施設整備費補助金等による支援施策の充実を図ること。

(教育委員会)

(産業経済部)

6 子どもの貧困対策推進について

[内閣府]

国では、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、平成26年1月「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行、平成26年8月「子供の貧困対策に関する大綱」を策定し、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、子どもの貧困対策を国民運動として展開することとしている。

一方、地方公共団体には、国や民間の企業・団体等と協力し地域の状況に 応じた施策を策定、実施することが求められており、子どもの貧困にかかる 調査研究や対策事業を先駆的に始めている地方公共団体も出てきているとこ ろである。

今後、本格的に子どもの貧困対策を進めるにあたっては、国・地方公共団体、民間の企業・団体等が連携し、それぞれの役割を果たしながら積極的に取り組んでいくことが効果的と考えられる。

ついては、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 地方における独自の取組がより効果的なものとなるよう、「地域子供の 未来応援交付金」について、対象事業の拡大など運用の弾力化を図るとと もに、予算を恒久化し継続的な財政支援を行うこと。
- 2 「子供の未来応援基金」について、一層の啓発を図るとともに、より多くのNPO等の活動を支援できるよう、税制上の優遇措置を拡大するなど 十分な財源を確保できる仕組みを国として構築すること。

(こども未来部)

7 認知症施策の加速的な推進について

〔厚生労働省〕

認知症の人の増加に伴い、認知症は誰にも身近な問題となってきており、 地方自治体も関係者の協力を得ながら様々な認知症施策を実施している。

しかしながら、報道等により認知症に対する関心は高まる一方で、不安や 偏見が助長され、認知症に対して過度に負の印象を持つ人が多い。

また、認知症の人を介護する家族の負担は大きく、養護者による高齢者虐待の増加が社会問題となっているほか、施設職員の負担軽減のための適切なケア技術の普及が大きな課題となっている。

ついては、認知症の人と家族を地域全体で支える体制の構築が急務であり、 次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 認知症を正しく理解するための啓発や不安・偏見解消のための前向きなメッセージを、メディア等により強く発信すること。
- 2 家族の介護負担軽減を図るためのケア方法の啓発を速やかに行うととも に、施設職員等の介護技術に関する情報提供や研修内容の充実を強力に推 進すること。
- 3 小学校区単位など、より小さな地域での見守りや行方不明者捜索体制構築のための環境を整備すること。
- 4 認知症の人と家族を地域全体で支える体制を構築し、認知症施策を加速 化するための法律を制定するとともに、国が十分な財政措置をした上で、 各都道府県に新たな基金を創設すること。

8 国による福祉医療制度の創設及び国庫負担金等の削減措置の廃止について

[厚生労働省、内閣府、総務省、財務省]

重度心身障害者、子ども、ひとり親家庭等の福祉医療に関わるセーフティネットは、社会保障政策として国が責任を持って制度を構築すべきものであるが、全国の自治体で地方単独の福祉医療費助成制度として実施されている。

群馬県においても、市町村と連携し、乳幼児や重度心身障害者に助成するほか、中学卒業までの子どもの医療費を無料化し、早期受診による慢性疾患の重症化防止などに効果を上げている。

一方、国では、このような医療費助成(現物給付方式)の取組に対して、国 民健康保険国庫負担金等を削減するペナルティを科しており、地方自治体に よる障害者等の支援や子育て環境づくりの取組を阻害している。

こうした状況に対して、国では、平成30年度からの未就学児に係る削減措置の廃止を決定したものの、それ以外の削減措置は継続され、国による福祉医療制度創設についての方向性等も示されていない。また、重度心身障害者やひとり親家庭等に係る医療費助成の取組については、十分な検討もされていない。

ついては、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 重度心身障害者、子ども、ひとり親家庭等が安心して医療を受けられるよう、国として、福祉医療制度を早急に創設すること。
- 2 地方の取組の意義と現実を評価し、すべての国民健康保険国庫負担金等 の削減措置を直ちに廃止すること。

9 災害時の福祉的支援の広域ネットワーク構築について

[厚生労働省、内閣府]

未曾有の大災害となった東日本大震災では、災害時における多くの課題が 浮き彫りとなり、特に、高齢者や障害者のように配慮を必要とする方々に対 する支援については、2次的被害を防ぐために、福祉の機能を確保すること の重要性が明らかとなった。

また、昨年の熊本地震では、マンパワー不足から福祉避難所が開設できないなど、大規模災害においては、被災県のみならず、周辺の都道府県を含めた広域的な支援が不可欠であることが改めて認識された。

その他、大規模な災害が頻発しているなか、現在各都道府県においては、 東日本大震災や熊本地震の際に行われた施設の相互応援や福祉専門職の派遣 等の経験を踏まえ、災害時の福祉支援ネットワークの構築を検討していると ころであるが、都道府県の枠を超えた支援を効果的、効率的に実施するため には、広域的な調整機能や、支援の実施内容、手順などの全国的な共通化が 不可欠である。

ついては、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 災害時における施設間の相互支援(施設利用者の受入れ、職員派遣)の 広域的な実施に当たっては、国において都道府県の窓口と一元的な調整が 行われる仕組みを創設すること。
- 2 避難所等で福祉的ニーズの把握等を行う福祉専門職の派遣チームについては、費用負担のあり方も含めた制度的な位置付けを明確にした上で、国において活動要領を作成し、養成研修の実施など、チーム創設に向けた取組を進めること。

10 世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の継承について

〔文化庁〕

平成26年6月25日に世界文化遺産に登録された「富岡製糸場と絹産業 遺産群」は、世界の絹産業の発展に重要な役割を果たした貴重な遺産である。

世界文化遺産に登録され人類共有の財産として認められた「富岡製糸場と 絹産業遺産群」を次世代に確実に継承するため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 構成資産の保存修理について、優先的に予算を確保するとともに、既存 の補助率の上乗せなどの財政的措置を講じること。
- 2 世界遺産の構成資産及び緩衝地帯について、一体的な保全に関する新た な法律を創設するとともに、それらの保全管理に係る財政的支援を検討す ること。

(企画部)

11 コンベンション施設の整備推進について

[国土交通省、内閣府、内閣官房]

人口減少がますます本格化し、今後も人口構成の大きな変化が見込まれる中、労働力の減少や経済需要の縮小による経済の後退が懸念される。

特に、人口減少の大きな要因として指摘されている若者や女性の東京への 流出に歯止めをかけるため、若者等にとって魅力ある雇用の場を創出するこ とが大きな課題となっている。

そのため、新産業創出など県内産業の活性化や交流人口の増加による新たな経済需要の喚起が期待できる展示会、学会、会議、イベントなどのコンベンションの誘致やその関連産業の振興を戦略的に進めている。

また、コンベンション等の交流の場を設けることで、まちなかの賑わい創 出や都市の魅力向上を図り、中心市街地の活性化に取り組んでいるところで ある。

さらに、切迫する巨大災害に備えるため、大規模災害時に必要となる避難 所や救援物資の物流拠点、また、消防や自衛隊等の集結拠点などの防災機能 について検討を進め、安全なまちづくりを推進しているところである。

これらの施策を推し進めるための社会インフラとして、2020年春の開 所を目指し、「人・モノ・情報」のハブとなるコンベンション施設整備及び 周辺道路整備を進めていることから、次の事項について特段の措置を講じら れたい。

1 群馬県で取り組む地方創生にコンベンション施設が不可欠であるため、 社会資本整備総合交付金その他の必要な予算の確保と重点的な配分をする こと。

- 2 「地方創生拠点整備交付金」の継続、拡充を図り、群馬県が自主的・主 体的に取り組むコンベンション施設整備を支援すること。
- 3 群馬県コンベンション施設が防災拠点として必要な機能を確保できるよう、「災害時拠点強靱化緊急促進事業」の重点的な配分をすること。

(企画部)

(県土整備部)

こうずけさんぴ

12 上野三碑 (ユネスコ「世界の記憶」登録申請中) への支援に ついて 「文部科学省、文化庁」

やまのうえひ たごひ かないざわひ

山上碑、多胡碑、金井沢碑の「上野三碑」は、東アジアにおける文化の 受容状況を示すものとしてその世界的な重要性が認められ、平成28年5月 にユネスコ「世界の記憶」への登録申請書を提出した。

上野三碑は、いずれも国の特別史跡に指定されているが、文化財保護法に 基づく支援があるのみであり、また、「世界の記憶」を対象とする特段の支援はないのが現状である。

こうした中で、上野三碑の「世界の記憶」への登録は、郷土への誇りと愛着の醸成、交流人口の増加による地域社会の活性化など、地方創生の核としての期待が高まっているところである。

ついては、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 我が国の宝である「世界の記憶」が持つ世界的な価値について、国際シンポジウムの開催等、国内外に向けて強力に発信すること。
- 2 「世界の記憶」の保存管理や活用等について、財政的援助も含めた積極 的な支援を行うこと。

(生活文化スポーツ部)

13 国の森林環境税(仮称)の導入及び林業の成長産業化の実現について

[農林水産省、総務省、財務省、経済産業省、環境省]

森林は、木材生産をはじめ、国土の保全や水源のかん養など多面的な機能を有しており、この機能を最大限に発揮させるためには、継続的な森林整備が必要である。特に、温室効果ガス削減目標の達成に向けては、森林吸収源対策にも資する森林整備の推進が必要であり、そのための安定的な財源の確保が課題となっている。

本県においては、平成26年度に「ぐんま緑の県民税」を導入し、条件不 利地森林や荒廃した里山・平地林の森林整備に取り組み、着実な成果を上げ てきている。

一方、戦後造林された人工林が本格的な利用期を迎えており、この豊富な森林資源を循環利用しながら、県産材の安定的な供給と需要を拡大し、地域の雇用創出や地域産業の活性化を図り、林業の成長産業化を実現させるため、地域の実情を踏まえた対策と創意工夫を活かした各種取組を支援するための安定的かつ十分な財源確保が課題となっている。

本県においては、山元の森林整備に対する支援のほか、路網整備や高性能 林業機械の導入、加工・流通施設の充実、木材利用に至る総合的な対策を中 長期的な視点に立って推進し、素材生産の倍増を目指して取り組んでいる。

国においては、地方における人口減少が深刻さを増す中で、地域の主体性を活かしたこれらの取組が計画的かつ十分に進められるよう、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 国においては、森林吸収源対策等の推進に向け、森林整備に対する地方 の安定的な財源確保に努められたい。 特に、国が進めている森林環境税(仮称)の検討にあたっては、森林整備における国・都道府県・市町村の役割分担の明確化とそれに応じた財源の確保が図られるよう、都道府県がすでに独自の森林関連課税を導入していることも考慮した上で、地方の意見を踏まえて進められたい。

2 素材生産の増大に向け、「森林環境保全直接支援事業」及び「次世代林 業基盤づくり交付金」について、安定的かつ十分な予算を確保した上で、 林業の地域特性に応じて地方の主体性を活かした柔軟な運用を可能とする こと。

(環境森林部)

(総務部)

14 群馬県産農畜産物等に対する輸入規制の早期解除 について [農林水産省、厚生労働省]

国では、農業の競争力強化に向けた「攻めの農林水産業の展開と輸出促進」の一環としてオールジャパンで輸出に取り組み、平成32年の輸出額目標1兆円を前倒しして達成するため、各種施策を講じる方針である。本県でも、「群馬県農業農村振興計画」や「第2次群馬県国際戦略」において、「農畜産物等の海外販路拡大」を位置付けて積極的に取り組んでいる。

しかしながら、平成23年3月の福島第一原子力発電所の事故による本県 産農畜産物等に対する諸外国の輸入規制は、今も継続されたままであり、海 外への販路拡大の障壁となっている。

さらに、平成28年11月上旬、台湾は規制対象のうち福島県を除く4県の輸入規制を緩和する方針を掲げたが、現時点において解除の見通しが立たない状況である。

以上のことから、本県産農畜産物等に対する輸入規制の早期解除に向け、 次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 本県産農畜産物等に対する輸入規制の早期解除に向け、政府間交渉の取 組を一層強化すること。

(農政部)

15 農業農村整備事業の推進について

[農林水産省]

本県の農業農村は、農業者の減少・高齢化の進行、耕作放棄地の増加に加 え、国際情勢の変化など、大きな転換期にあるが、意欲ある担い手の参入、 野菜・畜産を中心とした全国に誇れる経営体の増加などの動きが現れている。

県では「群馬県農業農村振興計画」に基づき、農業を力強く、魅力ある産業として大きく成長させるため、各種施策に総合的に取り組んでいる。

計画では、意欲ある担い手への支援策として、経営基盤の強化を図り、競争力を高めるため、農地中間管理機構と連携した農地集積・集約の加速化、及び効率的で生産性の高い農地の確保に必要な農業生産基盤の整備を重点施策として位置づけ、農業農村整備事業を計画的かつ着実に推進することとしている。

しかしながら、平成29年度当初予算の国配分額は、地域要望に対し大き く不足しており、計画的な推進はもとより地元関係者及び地方自治体の取組 に支障が生じている。

ついては、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 農業競争力強化基盤整備事業等に係る国庫補助について、平成29年度 の補正予算の早期確保並びに平成30年度における必要な予算額を確保す ること。

(農政部)

16 企業の本社機能移転に係る地方拠点強化税制の充実・強化 について [内閣府、内閣官房、総務省、経済産業省]

企業の本社機能の地方移転は、地方にビジネス拠点を作り、若者・女性の 安定した雇用の場を創出し、地方から大都市圏への人口流出を抑制するため の主要施策の一つである。

民間調査会社等の各種統計調査結果においては、東京をはじめとする大都 市圏への企業転入及び人口移入の流れは依然として変わっていない。

平成29年度税制改正において、本件に係る税制優遇の上乗せ措置の1年延長が決定されたところではあるが、本優遇制度の適用を受けるための認定期限は、引き続き平成29年度末までとなっている。

ついては、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 本社機能の地方移転は、相応の時間を伴う意思決定事項であることから、 平成30年度以降においても企業が本優遇制度の適用が受けられるよう、 本施策を継続及び充実・強化すること。

(産業経済部)

17 「魅力あふれる群馬」の実現に向けた社会基盤づくりに ついて [内閣府、内閣官房、国土交通省、財務省、総務省]

人口減少の流れに歯止めをかけ、県民が豊かさを実感し、暮らし始め、住み続け、家族を増やしたくなるような「魅力あふれる群馬」を実現するためには、子育てがしやすく、子どもから高齢者までが豊かに暮らせる利便性の高い生活環境の整備を着実に推進する必要がある。

また、交流人口の拡大による県内経済の活性化、新たな雇用の場を創出するための企業立地の促進と、コンベンション施設整備などの対流拠点の形成を推進するとともに、それらを支える、「7つの交通軸」の整備・強化による物流ネットワークの構築や地域・拠点間の移動の円滑化を計画的に推進する必要がある。

あわせて、熊本地震や鳥取県中部地震、相次ぐ台風による豪雨など、近年、頻発する大規模な自然災害や浅間山、草津白根山などの火山活動等に備えるための、防災・減災対策を重点的に推進し、災害リスクの低減を図り、県民の命と暮らしを守るとともに、移住・定住や企業立地の促進と社会経済活動の継続性の確保を図る必要がある。

さらに、高度成長期以降に整備されたインフラの老朽化対策や耐震化の促進、通学路等の交通安全対策などの県民の生活空間の安全・安心の確保についても着実に推進する必要がある。

「魅力あふれる群馬」の実現に向け、県民生活の利便性や快適性を向上させるとともに、強靱な県土を築くためには、計画的かつ重点的な社会基盤づくりの推進が不可欠であり、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 地方創生と国土強靱化に資する社会資本整備、地域公共交通再編や観光 振興を計画的かつ着実に進めるため、十分な予算を安定的・継続的に確保 すること。 2 社会資本整備総合交付金などの既存の交付金制度や地方債について、地域の実情に合わせて効果的に活用できるよう、対象の拡大、要件の緩和等支援の拡充を図ること。

【国の支援の拡充】

- ・「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の補助 率等の嵩上げ措置を平成30年度以降も継続
- ・「公共施設等適正管理推進事業債」の恒久化、起債充当率及び交付 税措置率の引上げ、並びに河川・砂防施設への対象の拡大
- ・日本再興戦略に掲げられている展示場の新設、拡充の促進に向けた 施設整備への支援制度の創設
- ・「地方創生拠点整備交付金」の継続
- 3 地域における成長基盤の整備や総合的な防災・減災対策等を支援する 「道路改築費補助」や「社会資本整備総合交付金」、「防災・安全交付 金」などの予算を十分確保し、必要な事業が多く残された地方に重点配分 を行うこと。

【群馬県道路・公共交通関連事業】

- 西毛広域幹線道路
- ・県道植栗伊勢線(IC アクセス道路補助:上信自動車道植栗 IC アクセス)
- ・県道南新井前橋線(IC アクセス道路補助:関越自動車道駒寄スマート IC)
- ・道路防災施設の整備、インフラの老朽化対策と耐震化
- ・ 通学路の交通安全対策、市街地の無電柱化
- ・公共交通ネットワークの構築(生活、広域、観光) など

【群馬県河川・砂防等事業】

- ・水防災意識社会再構築ビジョンを推進する河川改修や堤防強化
- ・災害時要配慮者関連施設等を保全する土砂災害対策施設整備
- ・インフラの老朽化対策と耐震化 など

【対流拠点形成·災害時拠点強靱化事業】

- ・コンベンション施設整備
- 前橋赤十字病院建設事業
- ・道の駅 など
- 4 「魅力あふれる群馬」の実現に向けて、直轄国道事業や直轄河川・砂防 事業などの計画的な整備に必要な予算を十分確保し、着実に推進すること。

【直轄道路事業】

- ・一般国道17号上武道路(4車線化)、綾戸バイパス、三国防災
- 一般国道50号前橋笠懸道路
- じようしん

 ・上信自動車道 (渋川西バイパス)
- ・交通安全事業(交差点改良、歩道整備等) など

【直轄河川·砂防事業】

- ・ 八ッ場ダム
- ・利根川、 鳥 川河川改修
- ・浅間山火山砂防及び利根川水系、渡良瀬川水系砂防
- ・譲原地区地すべり対策事業 など

(県土整備部)

(総務部)

(企画部)

18 八ッ場ダム及び上信自動車道の早期完成について

[国土交通省]

国等が管理する大規模なダムのない吾妻川において、八ッ場ダムを建設し、 洪水に対する安全、そして水資源の安定確保を図ることは、群馬県のみならず、下流都県の安全・安心にとっても必要不可欠であり、国土強靱化の取組 における主要な施策の一つである。

ハッ場ダムの本体工事は、昨年6月にコンクリート打設を開始し、今年3月には定礎式が挙行されるなど、平成31年度のダム事業完了に向け順調に工事が進んでいる。

一方で、ダムの生活再建対策についても、町や国等と連携して、ダム事業 完了までに全ての事業を完了させるよう、全力で取り組んでいるところであ る。

また、上信自動車道の建設は、この地域の生活再建を軌道に乗せるインフラ整備としても重要な役割を担っているとともに、高速道路のない吾妻地域の観光や産業経済の活性化に資するばかりでなく、高度救命救急を県央地域の大規模病院に依存せざるを得ない当地域にとって、まさに住民の命の綱とも言える極めて重要な道路である。

ついては、これらの状況を踏まえ、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 ダム本体工事について、工期末を見据えた事業監理を行うために関係都 県と情報を共有するとともに、コスト縮減により総事業費の圧縮や確実な 工程管理を行い、一日も早くダムを完成させること。

- 2 生活再建事業についても、地元住民が一日も早く安心して生活できるよう、早期完成を図ること。
- 3 上信自動車道は、八ッ場ダムの生活再建はもとより、吾妻地域において 極めて重要な幹線道路であるため、予算の重点的な配分をすること。

(県土整備部)

19 地方財政の充実・強化について

[財務省、総務省]

アベノミクスによるデフレ脱却と経済再生に向けた取組により、企業の生産活動や雇用情勢が改善するなど日本経済は緩やかな回復基調が続いているものの、将来にわたって経済を発展させていくためには人口減少社会への対応が必要であり、引き続き国と地方が連携・協力して、地域経済の活性化など地方創生の推進に取り組む必要がある。

また、少子高齢化の進行に伴い社会保障関係費は今後も増大が見込まれている一方、本県の基金残高は減少しており、将来にわたり安定的な財源確保が課題となっている。

ついては、これらの状況を踏まえ、地方自治体が必要な行政サービスを安定的に提供できるよう、地方財政の充実・強化のため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 平成30年度の地方財政計画策定に当たっては、社会保障関係費や地方 単独事業を含めた地方の財政需要を的確に積み上げた上で、地方交付税総 額を確保すること。

特に、地方自治体全体として基金が増加していることをもって、地方財源を削減しないこと。

また、普通交付税の算定に用いるトップランナー方式については、財源 調整機能、財源保障機能という地方交付税本来の目的を踏まえた上で慎重 に運用すること。

- 2 地方が担うべき役割に見合った、地方税の充実・強化を図ること。 また、その際には、偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系となる ようにすること。
- 3 地方の財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引き上げを含む抜本的 な見直しによって対応することとし、臨時財政対策債については、早期に 廃止すること。

また、臨時財政対策債の既往の元利償還金については、償還財源を確実に別枠として確保すること。

- 4 事務・権限の移譲による新たな地方財政負担については、確実な財源措 置を講じること。
- 5 地方財政に関わる国の政策については、引き続き「国と地方の協議の場」などを通じて、地方の意見を十分反映させること。

(総務部)